

事業群評価調書(令和6年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	教育庁 児童生徒支援課	長池 一徳
施策名	2 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	事業群関係課(室)		
事業群名	⑧ いじめや不登校など児童生徒が抱える問題等への総合的な対策の推進	令和5年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	282,555

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)							(取組項目)			
児童生徒が抱える問題等の改善を図るため、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、問題等の未然防止や早期発見・早期解消につなげるための継続的な支援を行います。							i)いじめの未然防止、早期発見・早期解消、不登校や自殺の未然防止、非行からの立ち直り支援の充実 ii)スクールカウンセラー※ ¹ やスクールソーシャルワーカー※ ² の配置や24時間対応の電話・メール・SNS相談等の教育相談体制の充実 iii)不登校児童生徒に対する個々に応じたきめ細やかな支援の充実 iv)学校における危機管理体制の見直しと児童相談所や警察など関係機関との連携協力に対する意識の醸成 v)「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン」や「学校と関係機関との連携マニュアル」の活用の徹底 ※1 スクールカウンセラー:いじめや不登校など、様々な悩みを持つ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理士等の資格を有する専門家 ※2 スクールソーシャルワーカー:児童生徒の生活環境上の問題に対して、福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチにより課題解決を支援する専門家			
事業群	指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 令和5年度の学校内外で相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合は、基準年の実績値を上回っているものの、目標値については下回った。 要因として、不登校児童生徒数の増加により対応が困難になっていることや、児童生徒が相談等を拒否したり引きこもって会えなかったりする事例が増加していることが考えられる。しかしながら、専門的な相談機関等とつながっていない不登校児童生徒の多くは、学校(教職員等)とのつながりは保っている。 今後は、行政や民間など学校外の関係機関との連携やオンラインによる支援を更に強化することで、児童生徒のニーズに応じた多様な学びの場・居場所を確保・提供し、一人一人に寄り添った支援の充実に努めていく。
	学校内または学校外の専門的な指導や相談を受けた不登校児童生徒の割合	目標値①		86%	87%	88%	89%	90%	90.0% (R7)	
		実績値②	85.3% (H30)	88.6%	86.7	86.0			進捗状況	
		達成率②／①		103%	99%	97%			やや遅れ	

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円）			事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況 （令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和5年度事業の成果等
				R4実績	うち 一般財源	人件費 （参考）		主な指標	R4目標	R4実績	達成率	
				R5実績					R5目標	R5実績		
				R6計画								
				事業実施の根拠法令等								
				事業期間	法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業		他の評価 対象事業 （公共、研究等）				
所管課(室)名			事業対象									
取組項目 i ii iii	○	1	スクールカウンセラー活用事業	202,285	134,829	2,296	●事業内容 スクールカウンセラー等を県内の公立学校に配置・派遣することにより、心の問題等を抱える児童生徒に対するカウンセリングや保護者及び教職員に対する助言を行う。 ●実施状況 小中学校全校(475校)、高等学校34校、特別支援学校4校にスクールカウンセラー等を配置するとともに、未配置校28校にスクールカウンセラー等を派遣した。 公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	【活動指標】 スクールカウンセラーの派遣回数(回)	数値目標なし	442	—	●事業の成果 ・事業効果は目標を下回ったが、評定のうち、児童生徒に対するカウンセリングや保護者及び教職員に対する助言にかかる評定は目標を達成した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・スクールカウンセラー等の配置を拡充し、心の問題等を抱える児童生徒の早期発見と解消に向けた継続的支援を図り、目標達成に向け寄与した。
				200,727	133,817	2,298			数値目標なし	315	—	
				210,241	140,161	2,334			数値目標なし			
				—					【成果指標】 スクールカウンセラー配置校における事業効果(点)	3.7	3.7	
			H13-					3.7		3.6	97%	
			児童生徒支援課	—	—	—		3.7				

取組 項目 i ii iii	○	2	スクールソーシャルワーカー活用事業	60,091	40,063	2,296	●事業内容 生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行う。 ●実施状況 児童生徒や保護者等の置かれている環境を改善するため、教育と福祉の両面から関係機関等と連携しながら支援を行い、児童生徒の健全育成を図った。	【活動指標】 スクールソーシャルワーカーの配置市町及び県立高校数(箇所)	56	56	100%	●事業の成果 ・事業効果は目標を下回ったが、評定の全項目において前年度を上回り、児童生徒や保護者等の環境を改善することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・スクールソーシャルワーカーを19市町教育委員会及び、県立学校39校に配置し、児童生徒の置かれた環境の改善を図り、目標達成に向け寄与した。	
				61,378	40,919	2,298		58	58	100%			
				64,353	42,902	2,334		60					
				—				3.9	3.7	94%			
			H20-	—			3.9	3.8	97%				
	児童生徒支援課	—	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	【成果指標】 スクールソーシャルワーカーの配置市町及び県立高校における事業効果(点)	3.9						
	○	3	教育相談事業費	19,031	13,466	3,827	●事業内容 いじめや不登校等に悩む子どもや保護者等に対し、夜間休日を含めた24時間電話相談やSNSによる相談を実施するとともに、教職員に対し、児童生徒の事件・事故が発生した場合の対応など、危機管理や福祉制度・関連法に関する研修会を実施する。また、県立学校において、解決困難な児童生徒の問題行動における法的課題を解決するため、弁護士による相談窓口を設置する。 ●実施状況 24時間電話相談やSNSを活用した相談事業を実施し、子どもや保護者のための相談体制の充実を図った。不登校支援や自殺予防に関する研修会を開催した。 問題の重大化など、学校だけでは対応が困難、又は対応を迷う事態が発生した場合に弁護士による法的助言を受ける機会を設け、早期解決につなげた。	【活動指標】 R4:巡回教育相談開催会場数(会場)	7	6	85%	●事業の成果 ・いじめや不登校等の諸課題に関する相談に対し、事例の実態に応じ市町教育委員会及び県立学校と連携を図り、適切に対応することができた。 ・学校だけでは解決が困難な事例に対して、弁護士による法的助言を受けることにより、課題解決につながった。また、学校管理職員への研修会において弁護士相談窓口を活用し、弁護士による研修を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・電話相談窓口等への相談から学校での支援につなげるなど、関係機関と連携しながら悩みを抱える児童生徒の支援を行い、目標達成に向け寄与した。	
				19,326	13,598	3,830		R5-:いじめ・不登校等相談事業にかかる訪問及び来所回数(回)	16	11	68%		
				22,297	16,700	3,891		【活動指標】 数値目標なし 21 — 数値目標なし 17 — 数値目標なし					
				—							【成果指標】 数値目標なし 778 — 数値目標なし 549 — 数値目標なし		
			—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	【成果指標】 教育センターで問題に向けて共に取り組んだ件数(件)	数値目標なし					3.8		
					【成果指標】 弁護士相談窓口における事業効果(点)	数値目標なし		3.8	3.9	102%			
						3.8							
						児童生徒支援課		—	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等		

取組項目 i iii	4	不登校等児童生徒に対する支援事業	604	604	1,531	●事業内容 県設置の教育支援センターにおいて、不登校児童生徒の心理的安定、基本的生活習慣、コミュニケーション力の育成を図り、学校復帰を支援するとともに、社会的自立を目指す。教育支援センター指導員研修会を開催するとともに、各市町教育委員会及び教育支援センターに対し、教育相談等の支援を行う。 ●実施状況 不登校児童生徒等の将来の自立や学校生活への復帰のため、不登校支援協議会を開催し、施策の充実に図った。また、各市町教育委員会及び教育支援センターへの研修、教育相談等を行った。	【活動指標】 R4.5: 県配置の教育支援センターにおける通所児童生徒数(名)	数値目標なし	3	—	●事業の成果 ・各市町教育委員会、教育支援センターへオンラインによる研修や教育相談を行った。また、教育支援センター指導員等研修会を開催し、不登校児童生徒の支援方法や現状を共有し、各支援員の資質向上に寄与した。 ・不登校支援協議会を開催し、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)を踏まえた不登校支援の推進について、校内教育支援センターを設置促進するうえでの課題等を専門的な立場から意見をいただき、施策に反映することができた。
			409	409	1,532		R6-: 県配置の教育支援センター相談員による通級生及び市町教育支援センター支援員等への支援者数(人)	数値目標なし	0	—	
			1,415	1,415	1,556		【成果指標】 R4.5: 教育支援センターに通う子どもたちの学校復帰率(%)	100	100	100%	
			—				R6-: 県配置の教育支援センター相談員の支援を受けたことで効果を感じた等肯定的に回答した割合(%)	100	—	—	
		H10-					100				
	児童生徒支援課	—	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等						
	5	未来へつなぐ「確かな一歩」推進事業				●事業内容 県内の不登校児童生徒が文化、スポーツ等の体験を通して人や社会とつながるよさを実感し、将来の社会的自立に向かうための取組を実施する。 ●実施状況 11市町が本事業を活用し、文化施設や青少年教育施設、スポーツ団体等と連携した不登校支援を実施した。	【活動指標】 事業実施市町数(市町)				●事業の成果 ・11市町において、のべ291人の不登校児童生徒が体験活動等に参加した。児童生徒の感想としては「参加した人たちとたくさん話し、自分にもできると思えるようになった。」「いろいろなことに挑戦しようと思う気持ちが出てきた。」などがあり、自己肯定感を高めることができた。
			715	712	1,532			10	11	110%	
			5,195	4,865	1,556		【成果指標】 参加したことで、自己肯定感が高まったと回答した児童生徒の割合(%)	12			
		R5-7	—				100	89	89%		
	児童生徒支援課	—	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等		100				
	6	学校内外における児童生徒の学びの場創出事業				●事業内容 小・中学校における校内教育支援センター(SSR)の設置を促進するとともに、民間など学校外の相談・指導機関との連携やオンラインによる支援体制を強化することで、不登校児童生徒のニーズに応じた多様な学びの場や居場所を確保・提供する。	【活動指標】 校内教育支援センター関連の会議等開催回数(回)				—
			33,335	22,224	2,334		【成果指標】 校内教育支援センター設置校数(校数)	5			
			—								
(R6新規)R6-8											
児童生徒支援課	—	—	—	公立小・中の児童生徒、保護者及び教職員等		130					

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	いじめの未然防止、早期発見・早期解消、不登校や自殺の未然防止、非行からの立ち直り支援の充実	
	●実績の検証及び解決すべき課題 教職員を対象に不登校支援や自殺予防に関する研修会を開催し、教職員の資質向上と意識の醸成に取り組むことができた。一方、いじめの認知や組織的対応については、学校間、教職員間で意識に差があり、今後一層の啓発が必要である。また、不登校児童生徒数の増加を受け、未然防止は喫緊の課題である。	●課題解決に向けた方向性 不登校支援協議会や、いじめ問題等対策会議により有識者からいただいた意見を施策及び研修内容に反映させ、教職員一人一人の資質向上や意識の醸成を図るほか、各学校に対し、いじめ等の問題に迅速かつ組織的に対応できる体制の整備を促していく。
ii	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や24時間対応の電話・メール・SNS相談等の教育相談体制の充実	
	●実績の検証及び解決すべき課題 スクールカウンセラー(R5:513校)及びスクールソーシャルワーカー(R5:19市町+39県立学校)の配置を拡充したことで、これまで以上にいじめや不登校等の諸課題に対応することができた。しかしながら、小中学校1校あたり週の平均配置時間は限られていることが課題である。 また、電話、メール、SNSによる相談体制を整備し、様々な悩みに対応したが、児童生徒がいつでも気軽に相談窓口を活用できるよう周知方法をより一層工夫する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる教職員の校内研修やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び教職員の合同研修会を通して、一人一人の資質向上を図るとともに、学校全体の相談体制の強化に取り組む。 また、引き続き各種相談窓口に関する紹介カードを作成・配布するほか、一人一台端末を活用しながら一層の周知に取り組む。
iii	不登校児童生徒に対する個々に応じたきめ細やかな支援の充実	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和4年度に設置した「不登校支援協議会」において、本県の抱える不登校対策の課題等について協議した。特に推進していくべき不登校対策として、校内教育支援センターでの支援を充実させるとともに関係機関等との連携の強化を図るなど、学校内外における不登校児童生徒の学びの場・居場所を確保・提供していくことが挙げられる。	●課題解決に向けた方向性 不登校支援協議会において、校内教育支援センターでの支援等について協議するとともに、各学校における取組の参考として「校内教育支援センターの手引き(仮名)」を作成する。 また、各市町における先進的な事例は、県で取りまとめて発信・共有することで、県下全域での不登校支援の充実につなげる。
iv	学校における危機管理体制の見直しと児童相談所や警察など関係機関との連携協力に対する意識の醸成	
	●実績の検証及び解決すべき課題 管理職対象の研修会において、危機管理体制の見直しや関係機関との連携について周知を図り、各学校での取組を支援したことにより意識の醸成につながった。しかし、学校ごとに取組内容に差があることが課題である。	●課題解決に向けた方向性 管理職だけでなく生徒指導主事会等、さまざまな場面を通じて周知を続けるとともに、他校における見直しや連携協力の事例を共有することで、県内全体の意識の醸成を図る。
v	「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン」や「学校と関係機関との連携マニュアル」の活用 の徹底	
	●実績の検証及び解決すべき課題 管理職対象の研修会において、ガイドラインやマニュアルの周知を図り各学校での活用を支援したことで、意識の醸成につながった。一方で、それらの内容が各学校の教職員まで十分に行き届いていないことが課題として挙げられる。	●課題解決に向けた方向性 引き続き管理職への周知を続けるとともに、生徒指導主事や教育相談主任を対象とする研修会においても周知を図り、教職員の意識の醸成や活用の徹底に取り組む。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目 i ii iii	○	1	スクールカウンセラー活用事業	離島留学制度の拡充により、離島留学を実施する県立学校の配置時間数等を拡充し、相談体制の充実を図った。 スクールソーシャルワーカー及びコーディネーターとの合同研修会を対面とオンラインのハイブリッド方式で実施するとともに、参加者を経験年数の浅い職員とすることで、研修の効果を高めた。	⑧	学校では児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの活用が不可欠なものとなっており、効果的な配置や、資質向上を図ることで更なる教育相談体制の充実を目指す。 また、人材確保が難しい離島地域について募集を強化し、効果的な配置を図る。	改善
			H13-				
			児童生徒支援課				
	○	2	スクールソーシャルワーカー活用事業	離島留学制度の拡充により、これまで未配置であった離島の県立学校へ配置を行い、県立学校44校(前年度39校)に配置を拡充した。 スクールカウンセラー及びコーディネーターとの合同研修会を対面とオンラインのハイブリッド方式で実施するとともに、参加者を経験年数の浅い職員とすることで、研修の効果を高めた。	⑧	学校では福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチを行うスクールソーシャルワーカーの活用が不可欠なものとなっており、効果的な配置や、資質向上を図ることで更なる教育相談体制の充実を目指す。	改善
			H20-				
			児童生徒支援課				

取組項目 i ii iii	○	3	教育相談事業費	学校管理職を対象に、弁護士が講師となり、いじめ、ハラスメント、体罰、学校事故、保護者対応などについて、研修や講演を行えるよう県弁護士会と協議を行い、弁護士相談窓口等活用事業要項を改定した。また、電話やSNS相談事業の更なる活用を促すため、一人一台端末を活用した周知など、教育相談体制の充実を図った。	②	電話、メール等による相談事業を引き続き実施し、児童生徒が不安や悩みを相談しやすい環境の整備を進める。また、教職員への研修会を通して、一人一人の教育相談やいじめ対応についての資質向上を図る。その際、不登校支援協議会等での協議内容を踏まえ、研修会の内容についても随時見直しを行い、一層効果的なものになるよう努める。新たな活用型情報モラル教材「GIGAワークブックながさき」も活用し、情報モラル教育の充実を目指す。	改善
			—				
			児童生徒支援課				
取組項目 i iii		4	不登校等児童生徒に対する支援事業	県教育センター設置の教育支援教室に蓄積のある研修や教育相談等について、各市町の教育支援センター等の相談員等に対して、オンラインを活用した支援を行う。	②	令和6年度の不登校支援協議会での協議内容を踏まえ、引き続き、教職員のみならず、各市町が設置している校内教育支援センターの指導員についても、個々の児童生徒に寄り添った支援の実践力の向上を図る。	改善
			H10-				
			児童生徒支援課				
		5	未来へつなぐ「確かな一歩」推進事業	各市町との意見交換をとおして得た情報をもとに、不登校児童生徒のニーズや各市町の取り組みやすさに配慮して、支援プログラムを追加したり精選したりするなど、内容の見直しを行った。	②⑤⑥	令和6年度の実施状況を踏まえ、支援プログラムの内容や市町への周知方法等を改善していくことで、より多くの不登校児童生徒の社会的自立に向けた取組ができる事業となるよう努める。	改善
			R5-7				
			児童生徒支援課				
		6	学校内外における児童生徒の学びの場創出事業	R6新規	②⑤	校内教育支援センターでの支援の充実を図るとともに、学校外の関係機関との連携、オンラインによる支援体制の充実に資するため、不登校支援協議会において専門家の意見を聴取し、「校内教育支援センターの手引き(仮名)」を作成する。	改善
			(R6新規)R6-8				
			児童生徒支援課				

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】
① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点